

馬甲一五

明治二十六年四月廿五日

内閣書記官

法制局長官

書類

内閣總理大臣

大藏大臣

大蔵大臣

國

陸軍大臣

軍

海軍大臣

五

司法大臣

司

文部大臣

主

農商務大臣

主

遞信大臣

主

法典調査規程

右閣議三供文

本年勅令第十一号「法典調査會規則」
ニ依リ左ニ法典調査規程ヲ定ム

明治廿六年四月廿七日

内閣總理大臣

法典調査規程

第一章 調査規程

第一條 法典ノ修正ハ單獨起草會議定案

方法ニ依ル

カニ条 主査委員中ニ起草委員三名ヲ置テ

専ラ修正案ノ起草ニ任セシム但必要アルトキハ

協議委員ヲ置キ立案ノ協議ニ与カラシム

カニ条 主査委員中別ニ整理委員及報告委員

ヲ設ク

カ四条 整理委員ハ特ニ法典修正案各部ノ関係及法典修正案ト他ノ法律命令トノ關係

ヲ審査ス

カ五条 報告委員ハ特ニ左ノ事務ヲ掌ル

一 帝國議令議事録、法律書雜誌新聞紙等ニ

掲載セル法典実施延期ノ理由及法典ノ批評等ヲ査閱シ之ヲ起草委員ニ報告スルコトニ委員以外ヨリ提出スル修正意見書ヲ審査シ其参考ノ資料トナルヘキモノハ要領ヲ摘記シテ之ヲ起草委員ニ報告スルコト

カニ章 委員

カ六条 法典調査委員会ヲ主査委員会及委員総会ノ二種トス

カ七条 主査委員会ヲ別ナテ定期委員会及臨時委員会トシ定期委員会ハ毎週一面

ミヲ開キ臨時委員会ハ必要アル毎ニ總裁シヲ召集シヲ名集ス

ナハ条 委員会ハ必要アル毎ニ總裁シヲ招集ス

ナ九条 起草委員ハ定期ノ主査委員会ニ起草事務ノ進行ヲ報告シ早ツ其意見ヲ向フ
ナ十条 豫メ議定ヲ要スヘキ重要ノ問題アルトキハ起草委員ハ定期若シハ臨時主査委員會ニ提出シテ其意見ヲ向フ

ナ一条 総裁ハ起草委員其他ノ主査委員ヨリ

提出シタル問題ニシテ必要アリト認ムモノハ委員会ノ會議ニ附スルヨトアルヘシ

ナ十二条 法典修正草案ノ議決ハ主査委員会ノ議決ヲ以テ豫定議決トシ矣会ノ議決ヲ以テ確定議決トス

ナ十三条 法典修正草案ハ必ス豫定議決及確定議決ヲ経ヘシ

ナ十四条 総裁ハ必要アリト認ムトキハ已ニ豫定議決ヲ経タル草案ヲ幾回ニテも委員会ノ審議ニ附スルヲ得

カ十五条 確定議決ヲ経タル修正案ニシテ欽漏錯
誤アリ又ハ他ノ法令ニ抵觸スルモノアリト認ムルトキ
總裁ハ之ヲ委員總令ノ再議ニ附スルヲ得

第三章 議事規則

カ十六条 委員會ハ總裁ヲ以テ議長トス議長事
故アルトキハ副總裁之ヲ代理ス
カ十七条 議長ハ議場ヲ整理ス
カ十八条 委員會ノ議事及配付ノ議案ハ總裁
秘密トス

カ十九条 委員會ハ委員半數以上ノ出席ヲ以テ

定足数トス

カ二十条 委員會ノ議案ハ會議ヨリ三日以前ニ之
ヲ各委員ニ配付ス但シ緊急ノ事件及議案
外臨時ノ動議ニシテ議長ノ許可ヲ得ルモノハ
此限ニアラス

カ二十二条 一委員ノ發言ハ議長ノ許可ヲ得起立シテ之ヲ為
スヘシ

カ二十三条 一委員ノ發言中ハ他ノ委員ノ發言ヲ
許サズ

カ二十三条 法案ノ會議ハ議長各条無ニシテ議題

ト為ス但シ便宜數箇条ヲ一束シテ議題ト為
スコトヲ得

カニ四条 議題ト為ス所ノ条項ハ議長書記ヲシテ
ミヲ朗讀セシム但シ議長ノ意見ニ依リ便宜
朗讀ヲ省シコトアルヘシ

カニ十五条 一議題ノ議事終結ノ前に於テ他ノ議題
ニ論及スルコトヲ許サス但他ノ条項ニシテ討論
中ノ議題ニ轉向スルモノハ此ノ限ニ在ラス

カニ十六条 法案ニ修正ヲ加ヘント欲スルモノハ先ツ修
正ノ成案ヲ提出スヘシ

カニ七条 修正ノ動議ハ贊成者アルニ非ハ議題ト
為スコトヲ得ス

カニ六条 議長ハ議題ノ事項ニ就キ其席ヨリ自己
ノ意見ヲ述フルモ妨ケナシ

カニ九条 同一ノ議題ニ就キ數箇ノ修正ヲ提出セラレ
タルトキ其表决ノ順序ハ議長ノ定ムル所ニ依ル

カニ十条 會議ノ可否ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可
否同数ナルトキハ議長ニヲ決ス

カニ十二条 出席員ハ可否ノ數ニ加ハラサルヲ得サレモノ

トス

廿二条 袁決ノ際議場ニ現在セサル委員ハ袁大

ニ加ハルコトヲ得ス

廿三条 此規則ハ主査委員会及委員総会ニ通
用ス

法典調査規程別低ノ通定ヲラレ候ニ付内閣總理
大臣ノ命ニ依リ此段及仰通達候也

明治二十六年四月廿七日

内閣書記官長伊東巳代治

法典調査會總裁伯爵伊藤博文殿